

平成25年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

議案第127号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等及び教育長に対する地域手当を廃止することに伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 審議会の審議対象とする手当から地域手当を削除します。
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第128号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等に対する地域手当を廃止するとともに、給料の額を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 区長等に対する地域手当を廃止します。
 - (2) 地域手当の廃止に伴い、地域手当相当額を給料月額に組み入れるため、給料の額を改定します。
 - ・ 区長 111万9,000円 → 124万6,000円
 - ・ 副区長 90万円 → 100万2,000円
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第129号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長に対する地域手当を廃止するとともに、給料の額を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 教育長に対する地域手当を廃止します。
 - (2) 地域手当の廃止に伴い、地域手当相当額を給料月額に組み入れるため、給料の額を改定します。
 - ・ 77万9,000円 → 86万7,000円
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第130号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するとともに、現行の住居手当制度を見直すほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の追加等をするものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の見直し

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 $\Delta 0.14\%$

(2) 平成26年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成25年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成26年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きします。

(3) 現行の住居手当制度を見直します。

	現 行	改正案
支給対象	世帯主等	借家・借間に居住する職員のうち、月額2万7,000円以上の家賃を負担する世帯主等
支給月額	・扶養親族あり 8,800円 ・扶養親族なし 8,300円	8,300円（27歳までの職員は1万8,700円を、28歳から32歳までの職員は9,300円を加算）

※単身赴任手当受給職員で、留守宅の家賃を負担するものについては、2分の1相当額を支給します。

(4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため港区に派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給します。

(5) 災害派遣手当の支給対象に、大規模災害からの復興計画作成等のため港区に派遣された職員を追加します。

(6) 寒冷地手当を廃止します。

(7) (3)に係る激変緩和のための経過措置を定めます。

- 施行期日 平成26年1月1日。ただし、(4)から(6)までについては公布の日、(3)及び(7)については平成26年4月1日

議案第131号

港区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の退職手当の給料月額に対する支給割合を改定するものです。

- 内 容 給料の額の改定に伴い、勤続1年ごとの給料月額に対する退職手当の支給割合を改定します。
 - ・ 区長 100分の500 → 100分の449
 - ・ 副区長 100分の400 → 100分の359
 - ・ 教育長 100分の300 → 100分の269
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第132号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するとともに、現行の住居手当制度の見直しをするものです。

- 内 容
 - (1) 給料月額の改定
 - ・ 平均改定率 △0.16%
 - (2) 平成26年3月に支給する期末手当に関する特例
 - ・ 平成25年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成26年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま
 - す。
 - (3) 現行の住居手当制度を見直します。

	現 行	改正案
支給対象	世帯主等	借家・借間に居住する職員のうち、月額2万7,000円以上の家賃を負担する世帯主等
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族あり 8,800円 ・ 扶養親族なし 8,300円 	8,300円(27歳までの職員は1万8,700円を、28歳から32歳までの職員は9,300円を加算)

- (4) (3)に係る激変緩和のための経過措置を定めます。
- 施行期日 平成26年1月1日。ただし、(3)及び(4)については、平成26年4月1日

議案第133号

平成25年度港区一般会計補正予算(第4号)

議案第 1 3 4 号

平成 2 5 年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 5 号

平成 2 5 年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 6 号

平成 2 5 年度港区介護保険会計補正予算（第 2 号）